



県章

山形県公報

平成26年9月30日(火)

第2584号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……1011
- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子育て支援課) ……1015
- 山形県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども家庭課) ……1016
- 山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……1031
- 山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則……………(健康福祉企画課) ……同
- 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…(障がい福祉課) ……同
- 山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……1032
- 山形県財務規則の一部を改正する規則……………(会 計 局) ……同

告 示

- 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子ども家庭課) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 山形県総合運動公園の利用料金……………(村山総合支庁建設総務課) ……1033
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……1035
- 同……………(同) ……1036
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……1037
- 平成20年10月県告示第953号(建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項に基づく特定工程等の指定)の一部改正……………(建築住宅課) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会 計 局) ……同

教育委員会関係

規 則

- 山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………1038

公 告

- 山形県人事行政の運営等の状況の公表……………(人 事 課) ……同
- 屋外広告物講習会の実施……………(県土利用政策課) ……1066

規 則

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第47号

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当の支給に関する規則（昭和50年11月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の2項を加える。

2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合にあつては、受給資格者氏名（住所）変更届（別記様式第3号の2）に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、変更後速やかにもとの任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

3 もとの任命権者は、受給資格者から受給資格者氏名（住所）変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改正をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

第20条中「除く。）」を「除く。）」、「第7条第2項及び第3項」に、「及び」を「並びに」に、「前項」を「受給資格者氏名（住所）変更届」とあるのは「高年齢受給資格者氏名（住所）変更届」と、「前項」に改める。

第22条第1項中「以下「再就職手当」を「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」に、「同項第2号」を「就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第9号の6）に、同法第56条の3第1項第2号」に改める。

別記様式第3号（表）中

年	月	日	勤続期間
年	月	日	
年	月	日	年 月

を

年	月	日	退職事由	に改め、同様式（裏）の注意事項第1項中「すみやかに
年	月	日	勤続期間	
年	月	日	年 月	

に」を「速やかに」に改め、同注意事項第7項中「すみやかに」を「速やかに」に、「申し出る」を「届け出る」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2

(表)

受給資格者氏名（住所）変更届

受給資格者	氏 名		資 格 証 号	
	住 所 又 は 居 所	(電話)		
変 更 事 項	氏 名	フリガナ		
		変更後		
変 更 事 項	住 所 又 は 居 所	変更前		
		変更後		
変 更 事 項	変 更 年 月 日	変更前		
		変更後		
<p>失業者の退職手当の支給に関する規則第7条第2項の規定により上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(任命権者) 殿</p> <p style="text-align: right;">受給資格者氏名 ㊟</p>				

[注意事項]

(裏)

- この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（住民票の写し等）を添えること。
- この様式を失業者の退職手当の支給に関する規則第20条の規定により準用して使用する場合は、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「第7条第2項」とあるのは「第20条の規定において読み替えて準用する同規則第7条第2項」と書き換えること。

別記様式第7号（表）中「第5条」を「第13条」に、「第15条第1項」を「第23条第1項」に改め、同様式（裏）の注意事項第3項イ中「25回分」を「21回分」に改める。

別記様式第9号の2（裏）の注意事項第4項中「すみやかに」を「速やかに」に、「申し出る」を「届け出る」に改める。

別記様式第9号の5（表）中

イ 定めなし
ロ 定めあり (年 月 日まで (年 カ月)) を

イ 定めなし
ロ 定めあり (年 月 日まで (年 カ月))
契約更新条項 (イ 有 ロ 無)
1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)

に改め、「、常用就職支度金」を削り、同様式（裏）の注

意事項第5項中「記載する」を「記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無

について該当するものをそれぞれ○で囲む」に改め、同注意事項中第8項を削り、第9項を第8項とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第9号の6

(表)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏 名		資格証番号	
	住所又は居所	(電話)		

② 就職先の事業所	名 称			
	所在地	(電話)		
③ 1週間の所定労働時間	時間 分	④ 求人申込み時等に明示した賃金額（月額）	万	千円

⑤ 雇用期間中の賃金支払状況

(1) 賃金支払対象期間	(2) (1)の基礎日数	(3) 賃金額			(4) 備考
		(A)	(B)	計	
年月日～年月日					
就職年月日～年月日					

⑥ 上記の記載事実誤りにないことを証明する。

年 月 日

事業主氏名 ㊦
(法人のときは名称及び代表者氏名)

失業者の退職手当の支給に関する規則第22条第1項の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名 ㊦

(任命権者) 殿

する法律」に、「支援給付」を「支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を含む。）」に改める。

別表第2の備考第1項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「支援給付」を「支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を含む。）」に改め、同備考第3項第2号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「これに準ずる男子」を「同条第2項に規定する配偶者のない男子」に改める。

別表第3階層区分の欄中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「支援給付」を「支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第49号

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和39年12月県規則第84号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

目次中「第2章 母子家庭に対する福祉の措置（第2条―第16条の2）」を

「第2章 母子家庭に対する福祉の措置（第2条―第16条の2）」

第2章の2 父子家庭に対する福祉の措置（第16条の3・第16条の4）」に改める。

第1条中「母子及び寡婦福祉法（）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法（）」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改める。

第2条第1項第3号中「事業開始資金」を「母子事業開始資金」に、「事業継続資金」を「母子事業継続資金」に、「修学資金」を「母子修学資金」に、「技能習得資金」を「母子技能習得資金」に、「修業資金」を「母子修業資金」に、「就職支度資金」を「母子就職支度資金」に、「医療介護資金」を「母子医療介護資金」に、「生活資金」を「母子生活資金」に、「住宅資金」を「母子住宅資金」に、「転宅資金」を「母子転宅資金」に、「就学支度資金」を「母子就学支度資金」に、「結婚資金」を「母子結婚資金」に改め、同条第2項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第3号中「理事」を「役員（法第6条第6項各号に定める役員をいう。以下同じ。）」に改め、同項第4号中「であつて」を「若しくは法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）であつて」に、「もの」を「もの又は法第6条第4項に規定する寡婦（以下「寡婦」という。）」に改める。

第3条第1号中「児童」を「児童（法第13条第1項に規定する20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。）」に改める。

第5条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「理事」を「役員」に改める。

第6条第1項中「修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金」を「母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金」に、「その修学し」を「当該資金の貸付けにより修学をし」に改め、同条第2項中「母子福祉資金借受者等死亡届」を「母子福祉資金借主等死亡届」に改め、同条第4項中「理事」を「役員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第8条中「修学資金」を「母子修学資金」に改める。

第8条の2第1項中「修学資金」を「母子修学資金」に改め、同条第2項中「修学資金の」を「母子修学資金の」に、「修学資金貸付期間延長承認申請書」を「母子修学資金貸付期間延長承認申請書」に改め、同条第3項中「修学資金」を「母子修学資金」に改める。

第9条の見出し中「修学資金等」を「母子修学資金等」に改め、同条第1項中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金」に、「修学資金等」を「母子修学資金等」に改め、同条第2項中「修学資金等」を「母子修学資金等」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「修学資金等」を「母子修学資金等」に改める。

第11条第1項中「修学資金等」を「母子修学資金等」に、「修学資金又は修業資金」を「母子修学資金又は母子修業資金」に、「貸付け停止の理由」を「貸付けを停止する事由」に、「母子福祉資金貸付停止理由発生届」を「母子福祉資金貸付停止事由発生届」に、「その修学し」を「当該資金の貸付けにより修学をし」に改め、同条第2項中「修学資金等」を「母子修学資金等」に改める。

第16条の2の見出し及び同条第1項中「母子家庭等日常生活支援事業開始届」を「母子家庭日常生活支援事業開始届」に改め、同条第2項中「母子家庭等日常生活支援事業変更届」を「母子家庭日常生活支援事業変更届」に改め、同条第3項中「母子家庭等日常生活支援事業廃止（休止）届」を「母子家庭日常生活支援事業廃止（休止）届」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 父子家庭に対する福祉の措置

（貸付けの申請）

第16条の3 法第31条の6第1項の規定による父子福祉資金の貸付けを受けようとする者は、父子福祉資金貸付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、申請者が未成年者であるときは、別に定める場合を除き、法定代理人の同意を必要とする。

- (1) 戸籍謄本及び住民票の写し（世帯全員のもの）
- (2) 配偶者のない男子であることを証する書類
- (3) 次に掲げる資金の種別に応じて、それぞれ次に定める書類

- イ 父子事業開始資金 事業計画書
- ロ 父子事業継続資金 事業成績及び事業継続計画書
- ハ 父子修学資金 在学証明書、合格通知書又は入学許可書の写し
- ニ 父子技能習得資金 技能習得見込書
- ホ 父子修業資金 修業見込書
- へ 父子就職支度資金 就職決定見込書又は採用の内定を証明する書類の写し
- ト 父子医療介護資金 診断及び所要経費概算見込書
- チ 父子生活資金 生活安定設計書
- リ 父子住宅資金 住宅建設等計画書
- ヌ 父子転宅資金 賃貸借契約書の写し
- ル 父子就学支度資金 合格証明書又は入学許可書の写し
- フ 父子結婚資金 婚姻予定書

- (4) その他知事が必要と認める書類

2 第2条第2項の規定は、法第31条の6第4項において準用する法第14条の規定による父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、第2条第2項中「母子福祉資金貸付申請書」とあるのは「父子福祉資金貸付申請書」と、同項第4号中「配偶者のない女子若しくは法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により、現に児童を扶養しているもの」とあるのは「法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により、現に児童を扶養しているもの」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第16条の4 第3条から第16条までの規定は、父子福祉資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	政令第8条第4項及び第9条第1項	政令第31条の6第4項及び政令第31条の7において準用する政令第9条第1項
	法第13条第1項	法第31条の6第1項
	母	父
第4条	第2条	第16条の3
	母子福祉資金貸付決定通知書	父子福祉資金貸付決定通知書
	母子福祉資金貸付不承認決定通知書	父子福祉資金貸付不承認決定通知書
第4条の2第1項	前条	第16条の4第1項において準用する第4条
	母子福祉資金貸付決定通知書	父子福祉資金貸付決定通知書
	次条	第16条の4第1項において準用する第5条
第4条の2第2項	前項	第16条の4第1項において準用する第4条の2第1項
第5条	第4条	第16条の4第1項において準用する第4条
	母子福祉資金貸付決定通知書	父子福祉資金貸付決定通知書
	母子福祉資金借用書	父子福祉資金借用書
第6条第1項	法第13条第1項	法第31条の6第1項
	配偶者のない女子	配偶者のない男子
	母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金	父子修学資金、父子修業資金、父子就職支度資金又は父子就学支度資金
	次項、次条第1項及び第16条第1項	第16条の4第1項において準用する第6条第2項、第7条第1項及び第16条第1項
第6条第2項	法第13条第1項	法第31条の6第1項
	母子福祉資金借主等死亡届	父子福祉資金借主等死亡届
第6条第3項	法第13条第1項	法第31条の6第1項
	母子福祉資金返済者変更届	父子福祉資金返済者変更届
第6条第4項	法第14条	法第31条の6第4項において準用する法第14条
第7条第1項	母子福祉資金保証人変更承認申請書	父子福祉資金保証人変更承認申請書
第8条	母子修学資金	父子修学資金
第8条の2第1項	母子修学資金	父子修学資金
	第2条第1項後段	第16条の3第1項後段
第8条の2第2項	前項	第16条の4第1項において準用する第8条の2第1項
	母子修学資金	父子修学資金
	母子修学資金貸付期間延長承認申請書	父子修学資金貸付期間延長承認申請書
第8条の2第3項	母子修学資金	父子修学資金
第9条の見出し	母子修学資金等	父子修学資金等
第9条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	父子修学資金、父子技能習得資金、父子修業資金又は父子生活資金
	母子修学資金等	父子修学資金等
	政令第7条第3号、第4号、第5号又は第8号	政令第31条の5第3号、第4号、第5号又は第8号
	第2条第1項後段	第16条の3第1項後段
第9条第2項	前項	第16条の4第1項において準用する第9条第1項
	母子修学資金等	父子修学資金等
	母子福祉資金増額貸付申請書	父子福祉資金増額貸付申請書
第9条第3項	第4条	第16条の4第1項において準用する第4条
	第5条	第16条の4第1項において準用する第5条

	前項	第16条の4第1項において準用する第9条第2項
	母子福祉資金貸付決定通知書	父子福祉資金貸付決定通知書
	母子福祉資金増額貸付決定通知書	父子福祉資金増額貸付決定通知書
	母子福祉資金貸付不承認決定通知書	父子福祉資金貸付不承認決定通知書
	母子福祉資金増額貸付不承認決定通知書	父子福祉資金増額貸付不承認決定通知書
第10条の見出し	母子修学資金等	父子修学資金等
第10条第1項	母子修学資金等	父子修学資金等
	母子福祉資金貸付辞退申出書	父子福祉資金貸付辞退申出書
	母子福祉資金減額申出書	父子福祉資金減額申出書
第10条第2項	前項	第16条の4第1項において準用する第10条第1項
	母子修学資金等	父子修学資金等
第11条第1項	母子修学資金等	父子修学資金等
	配偶者のない女子	配偶者のない男子
	母子修学資金又は母子修業資金	父子修学資金又は父子修業資金
	政令第12条	政令第31条の7において準用する政令第12条
	母子福祉資金貸付停止事由発生届	父子福祉資金貸付停止事由発生届
	母子福祉資金借主等死亡届	父子福祉資金借主等死亡届
第11条第2項	政令第12条又は第13条	政令第31条の7において準用する政令第12条又は第13条
	母子修学資金等	父子修学資金等
第12条	政令第16条	政令第31条の7において準用する政令第16条
	母子福祉資金一時償還決定通知書	父子福祉資金一時償還決定通知書
第12条の2第1項	政令第8条第3項ただし書	政令第31条の6第3項ただし書
	母子福祉資金繰上償還申出書	父子福祉資金繰上償還申出書
第12条の2第2項	前項	第16条の4第1項において準用する第12条の2第1項
第13条第1項	政令第17条ただし書	政令第31条の7において準用する政令第17条ただし書
	政令第18条第2項	政令第31条の7において準用する政令第18条第2項
	次項	第16条の4第1項において準用する第13条第2項
	母子福祉資金償還違約金免除申請書	父子福祉資金償還違約金免除申請書
第13条第2項	政令第17条ただし書	政令第31条の7において準用する政令第17条ただし書
第14条第1項	政令第19条第1項	政令第31条の7において準用する政令第19条第1項
	母子福祉資金償還支払猶予申請書	父子福祉資金償還支払猶予申請書
第14条第2項	政令第19条第1項	政令第31条の7において準用する政令第19条第1項
第15条第1項	法第15条第1項	法第31条の6第5項において準用する法第15条第1項
	母子福祉資金償還免除申請書	父子福祉資金償還免除申請書
第15条第2項	法第15条第1項	法第31条の6第5項において準用する法第15条第1項

第16条第1項	政令第8条第1項から第3項まで	政令第31条の6第1項から第3項まで
第16条第2項	前項	第16条の4第1項において準用する第16条第1項
	母子福祉資金償還方法変更承認申請書	父子福祉資金償還方法変更承認申請書

2 第16条の2の規定は、父子家庭日常生活支援事業について準用する。この場合において、同条第1項中「法第20条」とあるのは「法第31条の7第4項において準用する法第20条」と、「母子家庭日常生活支援事業開始届」とあるのは「父子家庭日常生活支援事業開始届」と、同条第2項中「省令第4条」とあるのは「省令第6条の17の4において準用する省令第4条」と、「母子家庭日常生活支援事業変更届」とあるのは「父子家庭日常生活支援事業変更届」と、同条第3項中「法第21条」とあるのは「法第31条の7第4項において準用する法第21条」と、「母子家庭日常生活支援事業廃止（休止）届」とあるのは「父子家庭日常生活支援事業廃止（休止）届」と読み替えるものとする。

第17条第1項中「において準用する法第13条第1項」を削り、同項第2号中「配偶者のない女子」を「寡婦」に改め、同項第4号中「事業開始資金」を「寡婦事業開始資金」に、「事業継続資金」を「寡婦事業継続資金」に、「修学資金」を「寡婦修学資金」に、「技能習得資金」を「寡婦技能習得資金」に、「修業資金」を「寡婦修業資金」に、「就職支度資金」を「寡婦就職支度資金」に、「医療介護資金」を「寡婦医療介護資金」に、「生活資金」を「寡婦生活資金」に、「住宅資金」を「寡婦住宅資金」に、「転宅資金」を「寡婦転宅資金」に、「就学支度資金」を「寡婦就学支度資金」に、「結婚資金」を「寡婦結婚資金」に改め、同条第2項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に、「同項第4号中「配偶者のない女子であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により、現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない女子であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により、現に児童を扶養しているもの及び寡婦」を「第2条第2項中「母子福祉資金貸付申請書」とあるのは「寡婦福祉資金貸付申請書」と、同項第4号中「配偶者のない女子若しくは法第6条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「配偶者のない男子」という。）であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により、現に児童を扶養しているもの又は法第6条第4項に規定する寡婦（以下「寡婦」という。）」とあるのは「法第6条第4項に規定する寡婦（以下「寡婦」という。）」に改める。

第18条第1項中「の規定」を「（第8条の2第1項後段及び第9条第1項後段を除く。）の規定」に改め、同項の表第3条の項中「第37条第2項において準用する政令第8条第4項」を「第37条第4項」に、

児童	を	児童（法第13条第1項に規定する20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。）	に改め、同表第6条第1項の項
----	---	--	----------------

中「において準用する法第13条第1項」を削り、同項中

、就職支度資金又は就学支度資金	又は就学支度資金	を
-----------------	----------	---

母子修学資金、母子修業資金、母子就職支度資金又は母子就学支度資金	寡婦修学資金、寡婦修業資金又は寡婦就学支度資金	に改め、同表第6条第2項の項中「に
----------------------------------	-------------------------	-------------------

において準用する法第13条第1項」を削り、

母子福祉資金借受者等死亡届	寡婦福祉資金借受者等死亡届	を
母子福祉資金借主等死亡届	寡婦福祉資金借主等死亡届	に改め、同表第6条第3項の項中「に

において準用する法第13条第1項」を削り、同表第6条第4項の項中「第32条第3項」を「第32条第4項」に改め、同表中

第8条の2第2項	前項	第18条第1項において準用する第8条の2第1項
第9条第1項	政令第7条第3号、第4号、第5号又は第8号	政令第36条第3号、第4号、第5号又は第8号
第9条第2項	前項	第18条第1項において準用する第9条第1項
	母子福祉資金増額貸付申請書	寡婦福祉資金増額貸付申請書

を

第8条	母子修学資金	寡婦修学資金
第8条の2第1項	母子修学資金	寡婦修学資金
第8条の2第2項	前項	第18条第1項において準用する第8条の2第1項
	母子修学資金	寡婦修学資金
	母子修学資金貸付期間延長承認申請書	寡婦修学資金貸付期間延長承認申請書
第8条の2第3項	母子修学資金	寡婦修学資金
第9条の見出し	母子修学資金等	寡婦修学資金等
第9条第1項	母子修学資金、母子技能習得資金、母子修業資金又は母子生活資金	寡婦修学資金、寡婦技能習得資金、寡婦修業資金又は寡婦生活資金
	母子修学資金等	寡婦修学資金等
	政令第7条第3号、第4号、第5号又は第8号	政令第36条第3号、第4号、第5号又は第8号
第9条第2項	前項	第18条第1項において準用する第9条第1項
	母子修学資金等	寡婦修学資金等
	母子福祉資金増額貸付申請書	寡婦福祉資金増額貸付申請書

に、

第10条第1項	母子福祉資金貸付辞退申出書	寡婦福祉資金貸付辞退申出書
	母子福祉資金減額申出書	寡婦福祉資金減額申出書
第10条第2項	前項	第18条第1項において準用する第10条第1項
第11条第1項	政令第12条	政令第38条において準用する政令第12条
	母子福祉資金貸付停止理由発生届	寡婦福祉資金貸付停止理由発生届
	母子福祉資金借受者等死亡届	寡婦福祉資金借受者等死亡届
第11条第2項	政令第12条又は第13条	政令第38条において準用する政令第12条又は第13条

を

第10条の見出し	母子修学資金等	寡婦修学資金等
第10条第1項	母子修学資金等	寡婦修学資金等
	母子福祉資金貸付辞退申出書	寡婦福祉資金貸付辞退申出書
	母子福祉資金減額申出書	寡婦福祉資金減額申出書
第10条第2項	前項	第18条第1項において準用する第10条第1項
	母子修学資金等	寡婦修学資金等
第11条第1項	母子修学資金等	寡婦修学資金等
	母子修学資金又は母子修業資金	寡婦修学資金又は寡婦修業資金
	政令第12条	政令第38条において準用する政令第12条
	母子福祉資金貸付停止事由発生届	寡婦福祉資金貸付停止事由発生届
	母子福祉資金借主等死亡届	寡婦福祉資金借主等死亡届
第11条第2項	政令第12条又は第13条	政令第38条において準用する政令第12条又は第13条
	母子修学資金等	寡婦修学資金等

に改め、同表第12条の2第

1項の項中 「政令第37条第2項において準用する政令第8条第3項ただし書」 を 「政令第37条第3項ただし書」 に改め、同表第15条

第1項の項及び第15条第2項の項中「第32条第4項」を「第32条第5項」に改め、同表第16条第1項の項中「並びに同条第2項において準用する政令第8条第2項及び第3項」を「から第3項まで」に改め、同条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「母子家庭等日常生活支援事業開始届」を「母子家庭日常生活支援事業開始届」に、「第9条第2項」を「第7条」に、「母子家庭等日常生活支援事業変更届」を「母子家庭日常生活支援事業変更届」に、「第33条第4項」を「第33条第5項」に、「第23条」を「第21条」に、「母子家庭等日常生活支援事業廃止（休止）届」を「母子家庭日常生活支援事業廃止（休止）届」に改める。

第19条中「第18条第2項」を「第16条の4第2項及び第18条第2項」に、「を除く」を「、第16条の3及び第16条の4を除く」に改める。

第20条中「母子福祉資金貸付金」を「母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金」に改める。

別記様式第1号(1)を次のように改める。

様式第1号(1)

(表面)

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書
（配偶者のない女子又は男子用）

貸付決定番号	受 付 印

申 請 者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏 名				
	フリガナ				
	住 所	郵便番号			
	電 話 番 号	自宅		携帯電話	
	勤 務 先	名 称			職 業
	住 所	フリガナ			電 話 番 号
	住 所	郵便番号			
収 入	月収 円 内訳（ ）				
世帯 類型	母 子	死別（病死） 死別（交通事故） 死別（その他） 離婚 遺棄 未婚の母 生死不明 その他（ ）			
	父 子	死別（病死） 死別（交通事故） 死別（その他） 離婚 遺棄 未婚の父 生死不明 その他（ ）			
	寡 婦	子を扶養している寡婦 子を扶養している準寡婦		子を扶養していない寡婦 子を扶養していない準寡婦	
母子（父子・寡婦）となつた年月日		年	月	日	

貸付対象児童又は子	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏 名				
	フリガナ				
	住 所	郵便番号			
	電 話 番 号	自宅		携帯電話	
	修学又は修業先	電 話 番 号			
修学（業）年限	年間	学 年	年	申請者との続柄	

同時申請の有無	なし あり（ 資金）					
貸 付 金 の 種 類	資 金	一 般 特 別 一 括	国公立 私立	小学 中学 高校 高専 短大 大学 専修 高等・専門・一般 修業（中卒・高卒）	自 宅 外 自 宅 外	無利子 1.5%
申 込 金 額	円		〔 継続して貸付を受ける場合のみ記入すること 〕 月 額 円 年 月 日から 年 月 まで 月分			
貸付金を受領する金融機関	（金融機関）		（支店）		（口座番号） 普通 当座	
償還方法及び償還の回数	年賦	半年賦	月賦 回で返済	据 置 期 間 償 還 期 間	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月	

(裏面)

連 帯 保 証 人	フリガナ		氏 名		男・女	年 月 日生		
	フリガナ		住 所		郵便番号			
	電 話 番 号		自 宅		携 帯 電 話			
	申請者との関係		健康状態					
	勤 務 先	名 称		職 業		月 収	円	
		フリガナ		住 所		郵便番号 電話番号		
	氏 名		続柄	年齢	勤務先又は学校名	月 収	健康状態	
申請者の家族 の状況					円			
貸付を受けようとする理由及び貸付金の使途				返 済 の 財 源				
他の借入金の 状況	借入金の種類							
	借入金額		円		円		円	
	借入年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	未償還額		円		円		円	
	借入先							
	償還期間		年 月から 年 月まで		年 月から 年 月まで		年 月から 年 月まで	
	一回当たりの償還額		円		円		円	
	滞納の有無		有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無	
<p>上記のとおり、母子（父子・寡婦）福祉資金を借り受けたいので関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 _____ ㊟</p> <p style="text-align: right;">連帯借主 氏 名 _____ ㊟ (児童又は子)</p> <p>上記借受けについて、連帯して債務を保証します。</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 氏 名 _____ ㊟</p> <p>山形県知事 殿</p>								

(注) 1 署名した場合は、押印を省略することができる。
 2 太枠欄のみ記入すること。

(裏面)

連 帯 保 証 人	フリガナ		氏名		男・女	年 月 日生		
	フリガナ		住所		郵便番号			
	電話番号		自宅		携帯電話			
	申請者との関係		健康状態					
	勤 務 先	名称		職業		月収	円	
		フリガナ		住所		郵便番号 電話番号		
	氏名		続柄	年齢	勤務先又は学校名	月収	健康状態	
申請者の家族 の状況					円			
貸付を受けようとする理由及び貸付金の使途				返済の財源				
他の借入金の 状況	借入金の種類							
	借入金額		円		円		円	
	借入年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	未償還額		円		円		円	
	借入先							
	償還期間		年 月から 年 月まで		年 月から 年 月まで		年 月から 年 月まで	
	一回当たりの償還額		円		円		円	
	滞納の有無		有・無		有・無		有・無	
<p>上記のとおり、母子（父子・寡婦）福祉資金を借り受けたいので関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 _____ ㊟</p> <p>上記借受けについて、連帯して債務を保証します。</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 氏名 _____ ㊟</p> <p>山形県知事 殿</p>								

(注) 1 署名した場合は、押印を省略することができる。
 2 太枠欄のみ記入すること。

別記様式第1号の2の注書以外の部分中「母子（寡婦）福祉資金貸付申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金

貸付申請書」に、

母子家庭の母	寡	婦	その他の者	計
人		人	人	人

を

母子家庭の母	父子家庭の父	寡	婦	その他の者	計
人	人	人	人	人	人

に、「理事」を「役員」に、「又

は」を「、父子家庭の父又は」に、

母子福祉 資金借入金	寡婦福祉 資金借入金	その他の 借入金	未払金 その他	計
円	円	円	円	円

を

母子福祉 資金借入金	父子福祉 資金借入金	寡婦福祉 資金借入金	その他 借入金	未払金 その他	計
円	円	円	円	円	円

に、「母子
寡婦」を「母子（父子・寡婦）」

に、「氏 名殿」を「殿」に改め、同様式の注書第4項中「児童」を「者」に改め、同注書第8項中「連帯申請者は、理事」を「連帯債務を負担する借主は、役員」に改める。

別記様式第6号の3中「児童手当・子ども手当」を

「児童手当」に改める。

別記様式第11号中「母子（寡婦）福祉資金（増額）貸付決定通知書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金（増額）貸付決定通知書」に、「母子（寡婦）福祉資金に」を「母子（父子・寡婦）福祉資金に」に、

「年 月まで」を

「年 月から 年 月まで」に改める。

別記様式第12号中「母子（寡婦）福祉資金（増額）貸付不承認決定通知書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金（増額）貸付不承認決定通知書」に、「母子（寡婦）福祉資金に」を「母子（父子・寡婦）福祉資金に」に改める。

別記様式第13号中「母子（寡婦）福祉資金借用書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金借用書」に、「氏名 住所」を「住所 氏名」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「額が加算されます。」を「額を加算」に改める。

別記様式第14号中「母子（寡婦）福祉資金借受者等死亡届」を「母子（父子・寡婦）福祉資金借主等死亡届」に、「借受者との」を「借主との」に、「母子 寡婦」を「母子（父子・寡婦）」に、「借受者 保証人」を「貸付けを受けた者（保証人）」に改め、同様式の注書第3項中「修学資金、技能習得資金、修業資金、又は生活資金」を「母子（父子・寡婦）修学資金、母子（父子・寡婦）技能習得資金、母子（父子・寡婦）修業資金又は母子（父子・寡婦）生活資金」に改める。

別記様式第14号の2を次のように改める。

様式第14号の2

母子（父子・寡婦）福祉資金返済者変更届

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
氏 名

（記名押印又は署名）

下記のとおり、母子（父子・寡婦）福祉資金の返済を主として行う者を変更しますので届け出ます。

記

資 金 の 種 類		福祉資金 資金)	貸付決定 番 号		
返済を主として 行う者の氏 名及び住所	変 更 前	フリガナ			
		氏 名		㊟	
		フリガナ			
		住 所	郵便番号		
	変 更 後	電 話 番 号	自宅 携帯電話		
		フリガナ			
		氏 名		㊟	
		住 所	郵便番号		
	電 話 番 号	自宅 携帯電話			

別記様式第15号を次のように改める。

様式第15号

母子（父子・寡婦）福祉資金保証人変更承認申請書

年 月 日

山形県知事 殿

(申請者) 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

下記のとおり、母子（父子・寡婦）福祉資金の保証人を変更したいので申請します。
記

資金の 種 類	福祉資金（ 資金）		貸付決定 番 号			
旧 保 証 人	氏 名					
	住 所					
新 保 証 人	フリガナ				男・女	年 月 日生
	氏 名					
	フリガナ					
	住 所	郵便番号				
	電 話 番 号	自宅	携帯電話			
	借主との関係			健康状態		
	勤 務 先	名 称	職 業		月 収	円
	フリガナ				月 収	円
	住 所	郵便番号		電話番号		
保証人変更の理由						

上記のとおり、連帯して債務を保証します。

年 月 日

(保証人) 住 所
氏 名

㊞

(注) 新保証人の印鑑証明書を添付すること。

別記様式第16号中「氏 名 殿」を「殿」に、「したい」を「する」に、

「福祉資金（修学資金）」を「福祉資金（ 修学資金）」に改める。

別記様式第17号中

「福祉資金（修学資金）」を「福祉資金（ 修学資金）」に改める。

別記様式第18号中「修学資金貸付期間延長承認申請書」を「母子（父子・寡婦）修学資金貸付期間延長承認申請書」に、「氏 名 殿」を「殿」に、「母子 寡婦」を「母子（父子・寡婦）」に、「修学資金）の」を「母子（父子・

寡婦）修学資金）の」に、

「福祉資金（修学資金）」を「福祉資金（修学資金）」に改める。

別記様式第19号中「母子（寡婦）福祉資金増額貸付申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金増額貸付申請書」に、「氏 名 殿」を「殿」に、「母子
寡婦」を「母子（父子・寡婦）」に改める。

別記様式第20号中「母子（寡婦）福祉資金貸付辞退（減額）申出書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金貸付辞退（減額）申出書」に、「氏 名 殿」を「殿」に、「母子
寡婦」を「母子（父子・寡婦）」に、

「受けることを辞退したい
減額願いたい」を「受けることを辞退したい（減額願いたい）」に改める。

別記様式第21号中「母子（寡婦）福祉資金貸付停止理由発生届」を「母子（父子・寡婦）福祉資金貸付停止事由発生届」に、「氏 名 殿」を「殿」に、「母子
寡婦」を「母子（父子・寡婦）」に、「理由が」を「事由が」に、「借受者」を「借主」に、「停止理由発生日」を「停止事由発生日」に改める。

別記様式第22号中「母子（寡婦）福祉資金一時償還決定通知書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金一時償還決定通知書」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「第38条」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第31条の7において準用する同令第16条第 号・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第38条」に、「同政令」を「同令」に改める。

別記様式第22号の2中「母子（寡婦）福祉資金繰上償還申出書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金繰上償還申出書」に、「母子
寡婦」を「母子（父子・寡婦）」に改める。

別記様式第23号中「母子（寡婦）福祉資金償還違約金免除申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還違約金免除申請書」に、「氏 名 殿」を「殿」に、「母子
寡婦」を「母子（父子・寡婦）」に、「借受者」を「借主」に改める。

別記様式第24号中「母子（寡婦）福祉資金償還支払猶予申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還支払猶予申請書」に、「氏 名 殿」を「殿」に、「母子
寡婦」を「母子（父子・寡婦）」に、「借受者」を「借主」に改める。

別記様式第25号「母子（寡婦）福祉資金償還免除申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還免除申請書」に、「氏 名 殿」を「殿」に、「母子
寡婦」を「母子（父子・寡婦）」に、「借受者」を「借主」に改める。

別記様式第26号中「母子（寡婦）福祉資金償還方法変更承認申請書」を「母子（父子・寡婦）福祉資金償還方法変更承認申請書」に、「母子
寡婦」を「母子（父子・寡婦）」に改める。

別記様式第27号中「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業開始届」を「母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業開始届」に、「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業を」を「母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業を」に、「母子及び寡婦福祉法第20条（第33条第3項）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第20条（母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7第4項において準用する同法第20条・母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条第4項）」に改める。

別記様式第28号中「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業変更届」を「母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業変更届」に、「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業に」を「母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業に」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則第4条（第9条第2項）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第4条（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の17の4において準用する同省令第4条・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第7条）」に改める。

別記様式第29号中「母子家庭等（寡婦）日常生活支援事業廃止（休止）届」を「母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業廃止（休止）届」に、「母子家庭等日常生活支援事業」を「母子家庭（父子家庭・寡婦）日常生活支援事業」に、「母子及び寡婦福祉法第21条（第33条第4項）」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第21条（母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7第4項において準用する同法第21条・母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条第

5項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第50号

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第51号

山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則（昭和39年9月県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「支援給付」を「支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第52号

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和55年4月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第12条及び別記様式第8号中「支援給付」を「支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第53号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項第5号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「を含む」を「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第54号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項第3号中「母子福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

告 示

山形県告示第833号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1424号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「これに準ずる男子」を「同条第2項に規定する配偶者のない男子」に改める。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

山形県告示第834号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営上新田地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営上新田地区土地改良事業変更計画書（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））の写し
- 縦覧に供する場所
米沢市役所
- 縦覧に供する期間
平成26年9月30日から同年10月29日まで

4 その他

この告示に係る変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、この変更については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第835号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 主要施設の利用料金

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）を提示して個人で利用する場合以外の場合

施 設		区 分			利 用 料 金	
総合体育館	サブアリーナ	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 440円	
				上記以外の場合	1時間当たり 880円	
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 900円	
				上記以外の場合	1時間当たり 1,800円	
			アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合	1時間当たり 4,490円	
				入場料金を領収する場合	1時間当たり 17,950円	
		半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 220円	
			上記以外の場合		1時間当たり 440円	
		4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 110円	
			上記以外の場合		1時間当たり 220円	
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 30円	
			上記以外の場合		1人1時間当たり 60円	
		柔道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 440円
					上記以外の場合	1時間当たり 880円

		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 900円		
			上記以外の場 合	1時間当たり 1,800円		
		アマチュアス ポーツ以外の 用途に使用す る場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,490円	
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 17,950円	
	半面を単独で 使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 220円	
		上記以外の場 合			1時間当たり 440円	
	上記以外の場 合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 20円	
		上記以外の場 合			1人1時間当たり 40円	
	剣道場	全部を単独で 使用する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 440円
				上記以外の場 合	1時間当たり 880円	
入場料金を領 収する場合			児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 900円		
			上記以外の場 合	1時間当たり 1,800円		
アマチュアス ポーツ以外の 用途に使用す る場合		入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,490円		
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 17,950円		
半面を単独で 使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 220円	
		上記以外の場 合			1時間当たり 440円	
上記以外の場 合		児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 20円	
		上記以外の場 合			1人1時間当たり 40円	
運動広場	全部を使用す る場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 360円	
		上記以外の場 合			1時間当たり 720円	
	半面を使用す る場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 180円	
		上記以外の場 合			1時間当たり 360円	

(2) 附属施設の利用料金

障害者手帳を提示して個人で利用する場合以外の場合

区 分		単 位	利 用 料 金	
			アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
第2運動広場	夜間照明施設	全灯使用1時間につき	3,520円	
		全灯使用30分につき	1,760円	
		1/2灯使用1時間につき	1,760円	
		1/2灯使用30分につき	880円	

(3) 電気消費及び冷暖房加算額

区 分		単 位	加 算 額
アリーナ	電気	全灯使用	1時間につき 4,060円
		フロア及び観覧席全灯使用	1時間につき 3,480円
		フロア全灯使用	1時間につき 2,200円
		フロア1/2灯使用	1時間につき 1,100円
		フロア1/3灯使用	1時間につき 730円
		フロア1/4灯以下使用	1時間につき 550円
		舞台照明装置	1時間につき 1,790円
		持込機器電源	実費相当額
	暖房	全館	1時間につき 12,980円
		フロア及び観覧席	1時間につき 11,540円
		フロア	1時間につき 11,230円
	冷房	全館	1時間につき 11,950円
		フロア	1時間につき 11,020円

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学生の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間が単位に満たないとき、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成26年10月1日から平成31年3月31日まで

山形県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年9月30日から同年10月13日まで縦覧に供する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 原中川停車場線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
南陽市小岩沢字村東697番1から 同 水上1517番2まで		旧	9.2メートル } 6.8	47メートル
同	上	新	9.2メートル } 6.8	同上
同	上		9.2メートル } 6.6	70メートル

山形県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年9月30日から同年10月13日まで縦覧に供する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 原中川停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
南陽市元中山字代247番1から 同 239番1まで		旧	25.6メートル } 23.1	97メートル
同	上	新	25.6メートル } 18.9	同上

山形県告示第838号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年9月30日から同年10月13日まで縦覧に供する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 原中川停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市小岩沢字村東697番1から
同 水上1517番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年9月30日

山形県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年9月30日から同年10月13日まで縦覧に供する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 藤島由良線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市加茂字加茂328番から 同 大崩463番1まで	旧	10.0メートル } 8.0	23メートル
同 上	新	10.0メートル } 8.0	同 上

山形県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年9月30日から同年10月13日まで縦覧に供する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 藤島由良線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市加茂字加茂328番から
同 大崩463番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年9月30日

山形県告示第841号

平成20年10月県告示第953号（建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項に基づく特定工程等の指定）の一部を次のように改正し、平成26年11月1日から施行する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項中「平成26年10月31日」を「平成29年10月31日」に改め、第3項第1号中「鉄骨造」を「木造、鉄骨造」に改め、第5項の次に次の1項を加える。

6 その他

中間検査を行う建築物は、第2項に掲げる期間内に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認を申請し、又は同法第18条第2項の規定による通知を行った建築物とする。

山形県告示第842号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売りさばき所の所在地		承認年月日
	変 更 前	変 更 後	
株式会社荘内銀行 取締役頭取 國井 英夫	新庄市栄町6番1号	同 左	平成26. 9. 1
	最上郡最上町大字向町605番5	同 左	
	最上郡金山町大字金山406番地	同 左	
	最上郡真室川町大字新町137番地6	同 左	
	鶴岡市本町一丁目9番7号	同 左	

鶴岡市大山二丁目16番33号	同 左
鶴岡市湯温海甲324番地1	鶴岡市温海戊577番地1
鶴岡市藤島字笹花25番地	同 左
酒田市中町二丁目5番10号	同 左
酒田市観音寺字町後33番地の1	同 左
飽海郡遊佐町遊佐字京田103番地	同 左

教育委員会関係

規 則

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第16号

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則（平成15年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第2項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

公 告

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月県条例第69号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、平成25年度における人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 条例第2条に基づく任命権者の報告の概要

(1) 職員の任免及び職員数の状況

県では、平成10年度からは「山形県行財政改革大綱」、平成17年度からは「やまがた集中改革プラン」、平成22年度からは「地域主権時代の県政運営指針（山形県行財政改革推進プラン）」、また平成25年度からは「山形県行財政改革推進プラン」に基づき、定員管理の適正化を進めています。

イ 職員数の状況

各年4月1日現在（人）

（人）

区 分	平成24年度		平成25年度		増 減	(参考) 平成10年度	25年度-10年度
		(注)3		(注)3			
知事部局	6,295		6,235		▲ 60	7,898	▲ 1,663
	(注)3 6,309		(注)3 6,254		▲ 55	—	—
一般会計	4,216		4,163		▲ 53	5,229	▲ 1,066
	(注)3 4,230		(注)3 4,181		▲ 49	—	—
企業特別会計	157		160		3	186	▲ 26
			(注)3 161		4	—	—
病院事業特別会計	1,922		1,912		▲ 10	2,483	▲ 571
議会事務局	30		30			33	▲ 3
選挙管理委員会事務局	4		4			4	
監査委員事務局	16		16			16	
人事委員会事務局	16		16			16	
海区漁業調整委員会事務局	1		1			2	▲ 1
警察本部	2,323		2,322		▲ 1	2,247	75
警察官	1,985		1,985			1,867	118
その他	338		337		▲ 1	380	▲ 43
教育委員会	10,968		10,852		▲ 116	12,482	▲ 1,630
	(注)3 10,969		(注)3 10,853		▲ 116	—	—
教育庁	271		271			338	▲ 67
	(注)3 272		(注)3 272			—	—
小・中学校	7,243		7,140		▲ 103	8,331	▲ 1,191
特別支援学校	984		1,008		24	786	222
高等学校	2,470		2,433		▲ 37	3,027	▲ 594
合 計	19,653		19,476		▲ 177	22,698	▲ 3,222
	(注)3 19,668		(注)3 19,496		▲ 172	—	—

- (注) 1 企業管理者、病院事業管理者を除きます。
 2 企業特別会計とは、企業局が所管する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業の各事業会計を合わせたものをいいます。
 3 破線で区切られた枠の下段は震災復興支援に係る別枠定数を含みます。

ロ 採用者数の状況 (人)

区 分	平成24年度	平成25年度	増 減
知事部局	136	222	86
一般会計	81	129	48
企業特別会計	2	5	3
病院事業特別会計	53	88	35
議会事務局			
選挙管理委員会事務局			
監査委員事務局			
人事委員会事務局	1		▲ 1
海区漁業調整委員会事務局			
警察本部	107	89	▲ 18
警察官	101	82	▲ 19
その他	6	7	1
教育委員会	211	203	▲ 8
教育庁	2	6	4
小・中学校	142	139	▲ 3
特別支援学校	30	29	▲ 1
高等学校	37	29	▲ 8
合 計	455	514	59

(注) 再任用職員を除きます。

ハ 退職者数の状況 (人)

区 分	平成24年度	平成25年度	増 減
知事部局	228	239	11
一般会計	137	138	1
企業特別会計	2	2	
病院事業特別会計	89	99	10
議会事務局		1	1
選挙管理委員会事務局			
監査委員事務局		1	1
人事委員会事務局	1		▲ 1
海区漁業調整委員会事務局			
警察本部	67	85	18
警察官	61	77	16
その他	6	8	2
教育委員会	389	351	▲ 38
教育庁	9	11	2
小・中学校	252	234	▲ 18
特別支援学校	29	35	6
高等学校	99	71	▲ 28
合 計	685	677	▲ 8

(注) 再任用職員を除きます。

ニ 再任用者数の状況

区 分	平成24年度		平成25年度	
	フルタイム	短時間	フルタイム	短時間
知事部局	75	13	70	13
一般会計	71	13	65	13
企業特別会計	3		4	
病院事業特別会計	1		1	
議会事務局				
選挙管理委員会事務局				
監査委員事務局				
人事委員会事務局				
海区漁業調整委員会事務局				
警察本部	18	2	16	2
警察官	15	2	15	2
その他	3		1	
教育委員会	78	5	87	3
教育庁	5	2	3	1
小・中学校	8		16	
特別支援学校	6		6	
高等学校	59	3	62	2
合 計	171	20	173	18

(2) 職員の給与の状況

イ 人件費の決算額の状況（平成25年度）

(イ) 普通会計決算

歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 （B/A）	前年度の 人件費率
千円	千円	千円	%	%
589,476,421	3,491,779	152,672,192	25.9	27.5

(ロ) 企業特別会計決算

歳出額	
	うち人件費
千円	千円
7,608,090	1,383,043

(ハ) 病院事業特別会計決算

歳出額	
	うち人件費
千円	千円
34,699,996	19,795,462

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

ロ 職員給与費の状況（平成26年度当初予算）

(イ) 普通会計予算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
17,127人 (18)	千円 74,507,118	千円 12,176,828	千円 25,533,254	千円 112,217,200	千円 6,552

(ロ) 企業特別会計予算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
161人 (0)	千円 657,103	千円 199,711	千円 154,911	千円 1,011,725	千円 6,284

(ハ) 病院事業特別会計予算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
1,928人 (0)	千円 8,177,490	千円 3,762,516	千円 2,852,151	千円 14,792,157	千円 7,672

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 2 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

ハ 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢（平成25年4月1日現在）

区 分	給料月額	年 齢
	給与月額	
一 般 行 政 職	347,700円	44歳2月
	429,300円	
警 察 職	334,300円	40歳10月
	452,900円	
高 等 学 校 教 育 職	389,300円	45歳1月
	431,700円	
小 中 学 校 教 育 職	393,400円	46歳8月
	427,000円	
技 能 労 務 職	331,000円	45歳7月
	369,600円	

(注) 給与月額とは、給料月額に職員手当の月額を加えたものです。

ニ 職員の経験年数別・学歴別平均給料の月額（平成25年4月1日現在）

区 分		経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10年	20年	25年	30年
一 般 行 政 職	大 卒	265,179円	365,031円	390,311円	418,540円
	高 卒	220,112円	310,532円	364,959円	383,544円
警 察 職	大 卒	288,348円	383,571円	409,711円	427,592円
	高 卒	254,938円	346,206円	386,280円	408,982円
高 等 学 校 教 育 職	大 卒	312,416円	400,334円	421,625円	439,418円
	高 卒	－円	312,624円	369,443円	415,168円
小 中 学 校 教 育 職	大 卒	316,483円	393,284円	411,874円	428,928円

技 能 労 務 職	高 卒	一 円	309,973円	332,379円	348,713円
--------------	-----	-----	----------	----------	----------

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用されて引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

ホ 一般行政職の級別職員数（平成25年4月1日現在）

区分(注1)	標準的な職務内容(注2)	職員数	構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
1 級	主事・技師	349人	8.8%	8.2%	8.5%
2 級	主事・技師	326人	8.2%	7.7%	6.5%
3 級	係長	538人	13.5%	13.3%	19.2%
4 級	業務名を冠する主査	1,106人	27.9%	28.4%	20.3%
5 級	課長補佐	1,140人	28.7%	28.5%	25.9%
6 級	課長	309人	7.8%	8.8%	14.3%
7 級	主管課長	129人	3.2%	3.2%	3.5%
8 級	部次長	61人	1.5%	1.5%	1.4%
9 級	部長	16人	0.4%	0.4%	0.4%
計		3,974人	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1 級区分は、山形県の給与条例によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

へ 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		県 職 員	国家公務員
一 般 行 政 職	大 卒	172,200円	総合職 172,557(181,200)円 一般職 163,987(172,200)円
	高 卒	140,100円	133,418(140,100)円
警 察 職	大 卒	197,200円	190,460(200,000)円
	高 卒	158,100円	153,797(161,500)円
高 等 学 校 教 育 職	大 卒	192,800円	—
	高 卒	148,800円	—
小 中 学 校 教 育 職	大 卒	192,800円	—
	高 卒	148,800円	—

(注) 国家公務員（ ）内は、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

ト 昇給の状況

(イ) 普通会計

区 分		合 計	一般行政職	警察職	高等学校 教 育 職	小中学校 教 育 職	技能労務職
平成25年度	職員数 (A)	15,788人	4,175人	1,980人	2,718人	6,378人	537人
	昇給した職員数 (B)	12,854人	3,283人	1,582人	2,283人	5,205人	501人
	比率 (B/A)	81.4%	78.6%	79.9%	84.0%	81.6%	93.3%
平成24年度	職員数 (A)	15,946人	4,215人	1,960人	2,731人	6,496人	544人
	昇給した職員数 (B)	14,510人	3,620人	1,745人	2,557人	6,057人	531人
	比率 (B/A)	91.0%	85.9%	89.0%	93.6%	93.2%	97.6%

(ロ) 企業特別会計

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職
平成25年度	職員数 (A)	161人	149人	12人
	昇給した職員数 (B)	139人	127人	12人
	比率 (B/A)	86.3%	85.2%	100.0%
平成24年度	職員数 (A)	157人	145人	12人
	昇給した職員数 (B)	147人	135人	12人
	比率 (B/A)	93.6%	93.1%	100.0%

(ハ) 病院事業特別会計

区 分		合 計	一般行政職	医療職(1) (注1)	医療職(2) (注2)	医療職(3) (注3)	技能労務職
平成25年度	職員数 (A)	1,877人	125人	174人	213人	1,261人	104人
	昇給した職員数 (B)	1,689人	112人	149人	177人	1,157人	94人
	比率 (B/A)	90.0%	89.6%	85.6%	83.1%	91.8%	90.4%
平成24年度	職員数 (A)	1,861人	123人	177人	210人	1,242人	109人
	昇給した職員数 (B)	1,742人	116人	166人	186人	1,167人	107人
	比率 (B/A)	93.6%	94.3%	93.8%	88.6%	94.0%	98.2%

- (注) 1 医療職(1)とは、医師及び歯科医師をいいます。
 2 医療職(2)とは、薬剤師や診療放射線技師などの医療技術者をいいます。
 3 医療職(3)とは、助産師や看護師などをいいます。

チ 時間外勤務手当の状況

(イ) 普通会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成25年度	3,914,454千円	236千円
平成24年度	3,719,099千円	222千円

(ロ) 企業特別会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成25年度	74,236千円	492千円
平成24年度	60,865千円	412千円

(ハ) 病院事業特別会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成25年度	1,580,669千円	831千円
平成24年度	1,596,913千円	845千円

リ 期末・勤勉手当の支給割合（平成25年度）

区 分	6月期	12月期	計
期末手当	1.20月分	1.35月分	2.55月分
	(0.65月分)	(0.75月分)	(1.40月分)
勤勉手当	0.60月分	0.60月分	1.20月分
	(0.30月分)	(0.30月分)	(0.60月分)
計	1.80月分	1.95月分	3.75月分
	(0.95月分)	(1.05月分)	(2.00月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置			有

- (注) 1 ()内は、再任用職員の支給割合です。
 2 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ヌ 地域手当の状況（平成25年4月1日現在）

支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の支給率
東京都特別区	17人	18%	18%
大 阪 市	4人	15%	15%
名 古 屋 市	3人	12%	12%
奈 良 市	1人	10%	10%
仙 台 市	11人	6%	6%
医 師	236人	15%	15%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	平成25年度普通会計決算 平成25年度病院事業特別会計決算		628,943円 902,469円

（注） 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ル 扶養手当、住居手当、通勤手当の状況（平成25年4月1日現在）

区分	県 職 員	国 家 公 務 員
扶養手当	配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円（職員に配偶者が不在の場合、うち1人のみ11,000円） 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円（職員に配偶者が不在の場合、うち1人のみ11,000円） 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算
住居手当	借家 限度額 27,000円 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合 上記の額の2分の1	借家 限度額 27,000円 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合 上記の額の2分の1
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 53,000円	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 24,500円

（注） 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ヲ 特殊勤務手当の状況（平成25年4月1日現在）

(イ) 普通会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合	34.9%	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	135,086円	
手当の種類（手当数）	30	
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 2 警察職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当 5 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当
	支給職員数の多い手当	1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 2 警察職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当 5 県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当

（注） 代表的な手当の名称は、各々の区分ごとに上位5つを記載したものです。

(ロ) 企業特別会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） 手当の種類（手当数）	58.4% 32,691円 2
手当の名称	危険作業手当 用地等交渉業務手当

(ハ) 病院事業特別会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） 手当の種類（手当数）	61.0% 235,657円 7
手当の名称	防疫作業手当 夜間看護業務手当 緊急呼出救急業務等手当 放射線照射作業手当 汚物等処理作業手当 分べん介助・診療応援手当 回転翼航空機搭乗手当

ワ 退職手当の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	県 職 員		国 家 公 務 員		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支 給 率	勤続20年	22.325月分	27.90625月分	23.03月分	28.7875月分
	勤続25年	31.825月分	37.7625月分	32.83月分	38.955月分
	勤続35年	45.125月分	54.15月分	46.55月分	55.86月分
	最高限度額（注1）	54.15月分	54.15月分	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）		定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 （注2）	（一般職員） 25,999千円	（全 体） 25,408千円			

- (注) 1 国の職員と同様の制度となっています。
 国との支給率の差は、退職手当引下げに伴い、県と国で異なる経過措置を講じていることによるものです。制度完成時（県：平成26年4月1日、国：平成26年7月1日）には同じ支給率となります。
- 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額です。
 なお、一般職員とは、全職種に係る職員から警察職及び教育職を除いた職員です。

カ 職員の給与の水準

行政職給料表適用者に係るラスパイレス指数の推移

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
100.4	100.4	100.1	100.0	108.7 (100.5)	108.8 (100.5)

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。
- 2 平成24、25年度（ ）内は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

ヨ 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
		減 額 前	減 額 後
給 料	知事	1,212,000円	909,000円
	副知事	933,000円	788,400円
	企業管理者	699,000円	641,400円
	病院事業管理者	783,000円	718,500円
	代表監査委員	606,000円	556,100円
議 員 報 酬	議長	867,000円	－円
	副議長	774,000円	－円
	議員	746,000円	－円

区 分		年間支給割合			
期 末 手 当	知事	6月期	1.375月分		
	副知事				
	企業管理者			12月期	1.475月分
	病院事業管理者			計	2.85月分
	代表監査委員	6月期	1.375月分		
	議長				
	副議長			12月期	1.475月分
	議員			計	2.85月分

（注）期末手当の額は、受けるべき給料月額等に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額等に加算した額に支給割合を乗じた額です。

（参考）特例条例による給与等削減の取組状況

県では「特例条例（知事等及び職員の給与の特例に関する条例）」に基づき、特別職及び一般職の給与等の削減措置を講じています。

この条例による削減は平成14年4月から実施しており、知事等及び一般職について平成29年3月31日まで実施することとしています（議員については、平成18年3月31日で終了）。

なお、平成25年9月から平成26年3月までは、「臨時特例条例（知事等及び職員等の給与の臨時特例に関する条例）」に基づき、特別職及び一般職の給与の削減措置を講じました。

具体的な給与等の削減率は次のとおりです。

給与等の削減率

区 分		削 減 率						
		平成14年 4月から	平成17年 4月から	平成18年 4月から	平成20年 4月から	平成21年 12月から	平成22年 12月から	平成25年9月から 平成26年3月まで
議 員 報 酬	議 長	▲ 5%	同 左	削減なし	同 左	同 左	同 左	同 左
	副議長	▲ 5%	同 左	削減なし	同 左	同 左	同 左	同 左
	議 員	▲ 5%	同 左	削減なし	同 左	同 左	同 左	同 左
知 事 等 の 給 料	知 事	▲ 15%	▲ 20%	同 左	▲ 22%	▲ 23%	▲ 25%	▲ 30%
	副知事	▲ 8%	▲10.5%	同 左	▲12.5%	▲13.5%	▲15.5%	▲ 20%
	企業管理者	▲ 2.5%	▲3.25%	同 左	▲5.25%	▲6.25%	▲8.25%	▲ 10%
	病院事業管理者	▲ 2.5%	▲3.25%	同 左	▲5.25%	▲6.25%	▲8.25%	▲ 10%
	代表監査委員	▲ 2.5%	▲3.25%	同 左	▲5.25%	▲6.25%	▲8.25%	▲ 10%
教 育 長 の 給 料		▲ 2.5%	▲3.25%	同 左	▲5.25%	▲6.25%	▲8.25%	▲ 10%
一 般 職 の 給 与	管理職手当	▲ 10%	▲ 13%	同 左	▲ 18%	同 左	同 左	▲ 10%
	給料月額（平均）	－	－	－	－	－	－	▲ 7.2%

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

イ 職員の休日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ロ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（(イ)の日を除く）

ロ 職員の勤務時間

1週間当たりの勤務時間 38時間45分

1日の勤務時間（交代制勤務以外の職員の場合） 午前8時30分から午後5時15分まで

ハ 職員の休暇制度

区 分	要 件 及 び 日 数	
年次有給休暇	一の年につき20日（20日を上限に残日数を翌年に繰越し可）	
結核要療養休暇	健康診断の結果、結核の判定を受け、療養を要する場合：1年以内	
忌引休暇	配偶者、子、父母等の親族関係に応じて定める10日以内の期間 例) 配偶者：10日、子：5日、父母：7日	
産前産後休暇	産前休暇：出産予定日から8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の期間 産後休暇：出産の日の翌日から8週間以内の期間	
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な女子職員：3日以内は有給	
特別休暇	災害等	風水震災火災その他の非常災害による交通遮断の場合：その事由の発生している期間
		風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合：必要と認められる期間
		交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合：その事由の発生している期間
		異常な自然現象による職員の身体への危害を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：必要と認められる期間
負傷・疾病等	負傷又は疾病の場合：90日以内の期間	
	高血圧症、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病及びその他の慢性疾患並びに精神及び神経に係る疾病の場合：180日以内の期間	
	負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、なお健康上普通勤務が困難な場合：60日間の期間内において、1日の勤務時間のうちの一部の時間	
	負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、医師が定期的に通院検診を要すると認める場合：1年以内の期間内において1月につき1日以内	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断、就業制限又は交通の制限若しくは遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：その事由の発生している期間	
妊娠・出産等	妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合：妊娠週に応じて4週間・2週間・1週間に1回、産後1年までは1回、それぞれ4時間以内	
	妊娠中の職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合：1日につき1時間以内	
	妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、当該職員が適宜休息し、又は補食することが必要なとき：必要と認められる期間	
育児等	妻が出産する場合：出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内	
	妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合：当該期間内において5日以内	
	職員が生後1年6月に達しない子を育てる場合：1日2回、1日を通じて90分以内で必要と認められる期間	
	中学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合、①子の看護を行う場合：5日以内、②子に母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法に基づく予防接種を受けさせる場合：必要と認められる期間	

	家族看護等	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある要介護者その他人事委員会が定める家族の世話のため勤務をしないことが相当であると認められる場合、①要介護者の世話を行う場合：5日以内、②人事委員会が定める家族の世話を行う場合：5日以内
	冠婚葬祭	婚姻した場合：7日以内
		父母、配偶者及び子の祭日の場合：1日
	その他	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公署等へ出頭する場合：必要と認められる期間
		職員が骨髄移植のため、登録の申出、骨髄移植のための骨髄液の提供等をする場合で、それに伴う検査等のため勤務をしないことがやむを得ないと認められるとき：必要と認められる期間
		職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（①相当規模の災害による被災者を支援する活動、②社会福祉施設等における活動、③常態として日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動）を行う場合：5日以内（ただし、東日本大震災の被災者支援活動を行う場合：7日以内）
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務をしないことが相当であると認められる場合：7月から9月までの期間内において原則として連続する6日以内の期間		
	職員としての勤続期間等を考慮して人事委員会が定める職員が心身の活力の維持及び増進を図るため勤務をしないことが相当であると認められる場合：原則として連続する5日以内の期間	
介護休暇	配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のあるものの介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合：連続する6月以内の期間内において必要と認められる期間（無給）	

(4) 職員の休業の状況

イ 職員の休業制度の概要

(イ) 育児休業等制度

地方公務員の育児休業等に関する法律及び山形県職員等の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができる。

a 育児休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育に専念するため休業することができる。

(b) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

b 部分休業

(a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため一日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。

(b) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

c 育児短時間勤務

(a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため、常時勤務を要する職を占めたまま、短時間勤務をすることができる。

(b) 育児短時間勤務をしている期間については、勤務時間に応じた給与を支給する。

(ロ) 修学部分休業制度

地方公務員法第26条の2及び山形県職員等の修学部分休業に関する条例に基づき、職員は大学その他の教育施設で修学するため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、修学のため必要とされる時間について休業することができる。

b 修学部分休業制度を利用して修学できる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等とされている。

c 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたり

の給与を減額する。

(ハ) 自己啓発等休業制度

地方公務員法第26条の5及び山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例に基づき、職員は大学等課程の履修又は国際貢献活動のため休業することができる。

- a 職員は、任命権者の承認を受けて、大学等課程の履修のための休業にあつては2年間、国際貢献活動のための休業にあつては3年間休業することができる。
- b 自己啓発等休業制度を利用して履修できる大学等課程は、大学（当該大学に置かれる専攻科、大学院を含む。）、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設及びこれらに相当する外国の大学の課程とされている。
- c 自己啓発等休業制度を利用して活動できる国際貢献活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（国内における訓練その他の準備行為を含む。）、その他人事委員会規則で定めるものとされている。
- d 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

ロ 休業の取得者数（平成25年度） (人)

区分	育児休業			修学部分 休業	自己啓発等 休業	計
	育児休業	部分休業	育児短時間 勤務			
知事部局	83	13	1	1		98
企業局	4					4
病院事業局	111	6	11			128
議会事務局						
選挙管理委員会事務局						
監査委員事務局						
人事委員会事務局						
海区漁業調整委員会事務局						
警察本部	30	7				37
教育委員会	248	4	4			256
計	476	30	16	1		523

- (注) 1 平成24年度以前から引き続き取得している者も含まれます。
 2 同一の者が複数回にわたって取得した場合は、その数を重複して計上しています。

(5) 職員の分限及び懲戒処分の状況

イ 分限処分の状況（平成25年度） (人)

区分	免職	休職	降任	降給	計
知事部局		54			54
企業局		3			3
病院事業局		22			22
議会事務局					
選挙管理委員会事務局					
監査委員事務局					
人事委員会事務局					
海区漁業調整委員会事務局					
警察本部		11			11
教育委員会		206			206
計		296			296

- (注) 同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

ロ 懲戒処分の状況（平成25年度）

（人）

区分	処分内容の別	免職	停職	減給	戒告	計
知事部局		1		2	14	17
企業局			1		1	2
病院事業局		1			4	5
議会事務局						
選挙管理委員会事務局						
監査委員事務局						
人事委員会事務局						
海区漁業調整委員会事務局						
警察本部				1		1
教育委員会		2	3	3	25	33
計		4	4	6	44	58

（注）同一の者が複数回にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

(6) 職員のサービスの状況

イ 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法により、職務に専念する義務が課されています。

◇地方公務員法

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

「法律又は条例に特別の定がある場合」として、職務専念義務が免除される場合には、次のような場合がある。

- 研修を受ける場合
- 職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合
- 他の自治体や学校から委嘱を受け、講演又は講義を行う場合
- 国や他の自治体が主催する職務上の教養を目的とする講習会、講演会に参加する場合
- 職員が任命権者から不利益処分を受けた場合において、人事委員会に対し地方公務員法第49条の2に基づき不服申立て等をする場合

ロ 営利企業従事の許可

職員は、地方公務員法により、営利企業の役員等の就任及び報酬を得て事業に従事することについては許可を要し、原則として禁止されています。

◇地方公務員法

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(イ) 許可の基準

次の全てを満たす場合は、職員の営利企業従事を許可することができる。

- a 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 職員が勤務する機関又は職員が占めている職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係や利害関係が発生するおそれがないこと。

c 当該営利企業への従事が地方公務員法の精神に反しないと認められること。

(p) 現状

営利企業従事が許可される場合の代表的な例として以下のものがある。

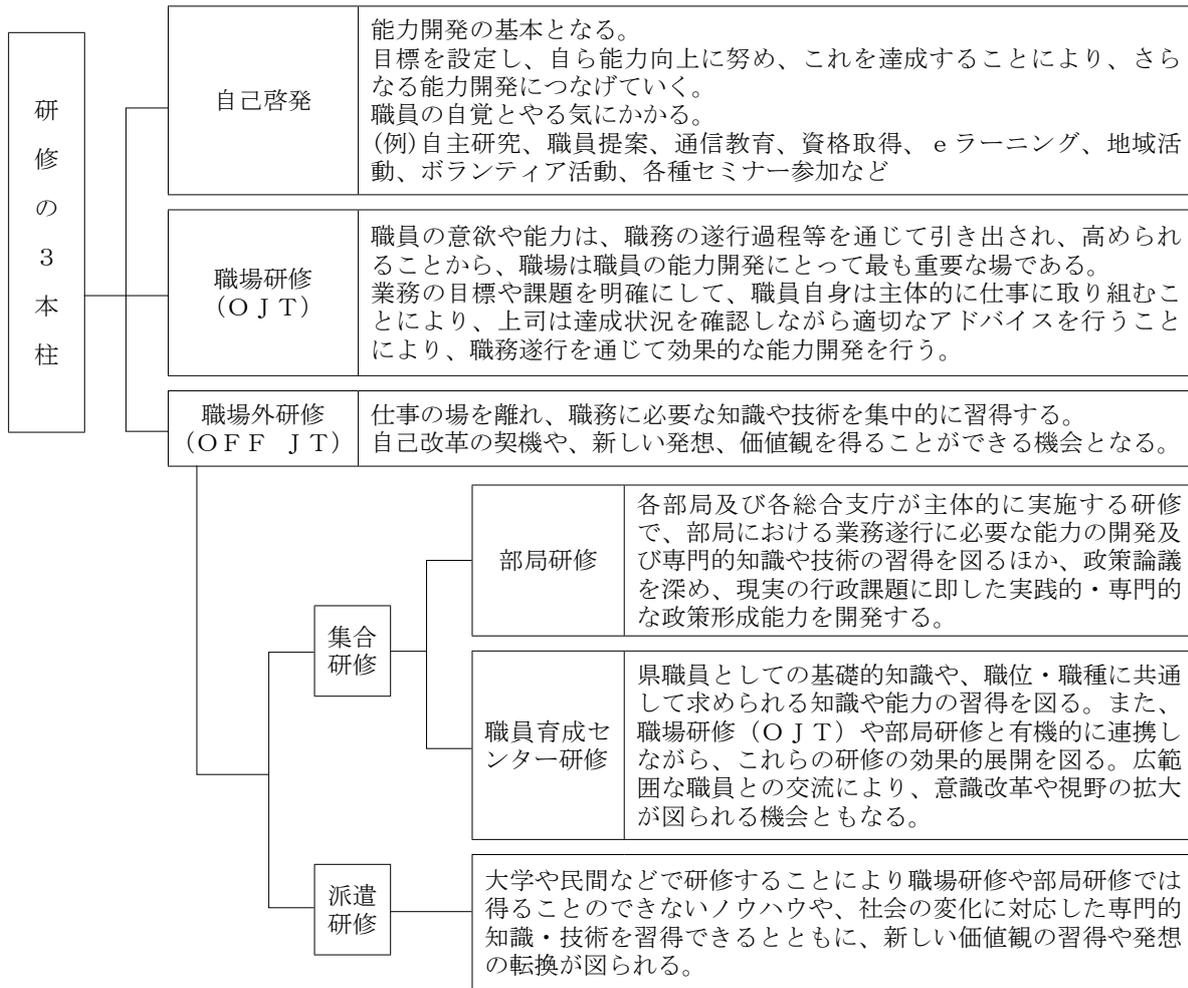
- 部局長等が、第三セクターの非常勤取締役は無報酬で就任する場合
- 県立病院の医師が赤十字血液センターが行う献血の検診医の業務に従事する場合
- 職業訓練校の教官が各種技能検定試験の検定員の業務に従事する場合

(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

イ 研修の状況（平成25年度）

(イ) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 研修体系



(a) 職員育成センター研修の体系

- ・基本研修（各階層ごとに行う必須の研修）

研 修 名	研 修 目 的
新規採用職員研修（一般職・前期）	新規採用職員が、県職員として必要な基本的な能力や意識、知識を身につける。
新規採用職員研修（看護職）	
新規採用職員研修（一般職・後期）	
主事・技師級研修	中堅職員が、実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。
現業職員研修	現業職員が、実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。
係長級昇任準備研修	係長級昇任を控えた職員が、仕事の管理と部下の監督に必要な能力を身につける。
主査級研修	主査級昇任者が、県民視点に立った業務遂行能力を身につける。
課長補佐級研修	課長補佐級昇任者が、職場や職員の適切な管理に必要な能力を身につける。
課長級研修	課長級昇任者が、行政目標に沿った組織管理能力を身につける。
課長級3年目研修	課長級昇任後3年目の職員が、組織目標の実現に向けた組織・人材マネジメントについて学ぶ。
部長・次長級研修	部長及び次長級職員が、組織トップとしてのマネジメントについて学ぶ。

- ・能力開発研修（職位に応じた応用的な能力について選択して履修する研修）

コース名	研 修 目 的
政策形成力コース	政策形成能力の向上
県民・地域連携コース	民間と役割分担し、多様な主体との連携力の向上
組織力向上コース	組織力を高めるための能力の向上
業務遂行力向上コース	業務への責任感と積極的な遂行力の向上

- ・特別研修（時宜に応じたテーマを設定し履修する研修）

6 講座開講

b 研修の内容と実績（主なもの）

(a) 基本研修

研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績 (受講者数)
新規採用職員研修 （一般職・前期）	県職員としての基本的な心構え・基礎的知識を身につける。	一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者	<ul style="list-style-type: none"> * 基本的な心構え <ul style="list-style-type: none"> ・ 服務と倫理 ・ 接遇 * 基礎的知識の習得 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書事務、法制執務 ・ 県の概況 * 知事講話 	135
新規採用職員研修 （一般職・前期 実地研修）	東日本大震災の被災地における被災者支援、宮城県職員との対話を通して、県政運営の基本姿勢である「住民視点」「現場主義」の意識を高めるとともに、公務員としての責任感と使命感を高める。	一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者	<ul style="list-style-type: none"> * 実地研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場体験（被災地復興支援） ・ 講話 ・ 個人ワーク・グループワーク ・ 発表 	135
新規採用職員研修 （一般職・後期）	行政実務上必要とされる基礎的知識を習得するとともに、採用後半年間の実務経験を踏まえ、自らの仕事の進め方や職場を中心としたコミュニケーションのあり方を考えることで基礎的な業務遂行能力を高める。	一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者	<ul style="list-style-type: none"> * 基礎的知識の習得 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開と個人情報保護 ・ 行政手続制度 ・ 財政制度 ・ 行財政改革推進プラン * 基本的な業務遂行能力の取得 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション演習 	140

係長級昇任準備研修	係長級昇任を控え、その期待される役割を自覚し、役付職員に必要な幅広い視野と政策形成能力などを身につけるとともに、その後の職場における実践を踏まえながら、昇任にふさわしい資質と職務遂行能力を培っていく。	係長級に昇任を控えた者	<ul style="list-style-type: none"> * 役付け職員の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメント演習 * 業務遂行能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策形成 * キャリア形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ キャリアビジョン 	175
課長級研修	管理者としての立場・役割を理解し、危機管理及び労務管理能力の向上を図るとともに、組織目標の達成に向けた組織管理能力及び人材育成能力を身につける。	課長級昇任者	<ul style="list-style-type: none"> * 管理者としての役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標に向けたマネジメント ・ 危機管理 * 組織管理能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民交流座談会 * 知事講話 	91

(b) 能力開発研修

研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績 (受講者数)
政策形成能力向上研修◇	課題の現状分析から政策立案まで、各プロセスにおいて必要とされる能力について学ぶとともに、演習を通じて実践的な政策立案能力を身につける。	(県) 主事・技師級研修該当者以上の者	<ul style="list-style-type: none"> * 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策形成プロセス ・ 現状分析と問題の構造化の手法 * 演習及びグループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策形成演習 	県 8名 市町村 26名 合計 34名
ファシリテーター養成講座◇	問題解決を目的として行うワークショップや会議などの場において、進行役として、より良い結論に向かって多面的な視点からの検討と民主的な合意形成が図られるよう支援することができるファシリテーターを養成する。	(県) 係長級研修該当者以上の者	<ul style="list-style-type: none"> * 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> ・ ファシリテーションの基礎 * 演習及びグループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・ 場のデザインの技術 ・ 対人関係の技術 ・ 構造化の技術 ・ 合意形成の技術 	県 30名 市町村 21名 合計 51名
コミュニケーション実践講座	コミュニケーション技法を学ぶことにより、より良い人間関係を築き、組織の活性化に積極的に取り組む姿勢を身につける。 自己と他者への理解を深め、個々のコミュニケーションにおける強みや弱みを明確にし、行動課題を発見したうえで、職場の円滑なコミュニケーションを図るために自分がどう行動すべきか考え、実践する契機とする。	主事・技師級研修該当者以上の者	<ul style="list-style-type: none"> * 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーションの重要性 * 基礎演習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己コミュニケーション傾向分析 * 実演演習 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーションの阻害要因と解決法 	60
地域マネジメント講座◇	地域における様々な課題の解決に向け、住民、企業、NPOなどと行政との連携・協働の仕方を考え、実践していく手法を学ぶことにより、地域における多様な主体とともに地域課題を解決していく能力を身につける。	(県) 主事・技師級研修該当者以上の者	<ul style="list-style-type: none"> * 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働とは ・ 住民と行政の活動領域 * 演習及びグループワーク <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共マーケティング ・ SWOT分析 	県 29名 市町村 20名 合計 49名

(c) 特別研修

研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績 (受講者数)
○ J T 指導者育成講座	職場研修についての認識を深め、職場研修の効果的な推進に必要な能力の育成向上を図る。	職場研修を推進する立場にある者	<ul style="list-style-type: none"> * 基礎講義 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における人づくり * 演習 <ul style="list-style-type: none"> ・ グループワーク ・ O J T の実践 	21
官民共同ワークショップ◆	県民の満足度を高めるため、市町村、民間企業や民間団体の方々との交流研修を通して、職員相互の多様な見方、柔軟な発想と相互触発・交流を図り、自治体が直面する具体的な政策課題をテーマに、グループによる研究を通して新たな課題解決策を企画・立案する政策形成能力の向上を図る。	(県) 係長級以上の者	<ul style="list-style-type: none"> * 基礎講義 * グループ研究 * 発表等 	県 9名 市町村 7名 民間 8名 合計 24名

- (注) 1 ◇印は市町村職員と合同
 2 ◆印は民間企業等社員及び市町村職員と合同

(ロ) 警察本部

a 研修の内容と実績（主なもの）

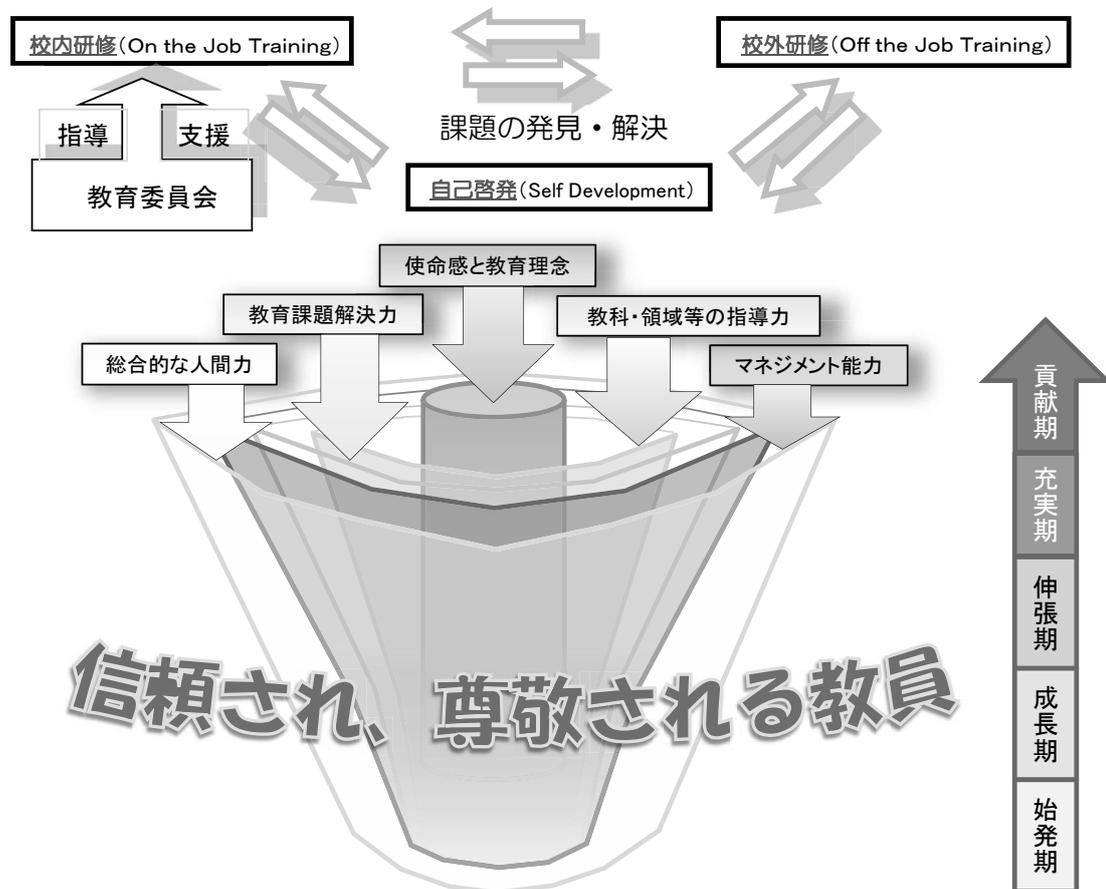
研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績 (受講者数)
採用時教養（警察官）	新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた豊かな人間性をはぐくむとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成する。	新たに採用された巡査	<ul style="list-style-type: none"> * 初任教養 <ul style="list-style-type: none"> 職務倫理、法学、基本実務、体育・術科等 * 職場実習 <ul style="list-style-type: none"> 地域実習及び捜査実習 * 初任補修教養 <ul style="list-style-type: none"> 初任教養の内容を総合的に発展進化させたもの * 実戦実習 <ul style="list-style-type: none"> 独立性の強い勤務を通じた補強教養 	76
採用時教養（一般職員）	新たに採用された職員に対し、警察職員としての職責の自覚を促し、使命感を植え付け、円満な良識と豊かな人間性を醸成させるとともに、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を習得させる。	新たに採用された職員	職務倫理 法学 基本実務 専門実務 体育・術科 等	7
昇任時教養	警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者に対して、上位階級者としての意識付けを行うとともに、それぞれの職責を果たす上で、必要不可欠な知識、技能等を補完する。	警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者	昇任するそれぞれの階級に必要な知識及び技能	14

部門別任用時教養	生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官に対し、その職責を自覚させ、専務員として必要な基礎的知識、技能を修得させる。	生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官	専務員として必要な基礎的知識及び技能	42
各種専科教養	特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させる。	特定の各分野を担当する警察官又は一般職員	特定の分野で必要とされる専門的な知識及び技能	344

（注）その他、警察大学校、管区警察学校等においても昇任時教養研修をはじめ、より専門的な専科教養研修、語学教養等職務執行に必要な各種教養研修が行われています。

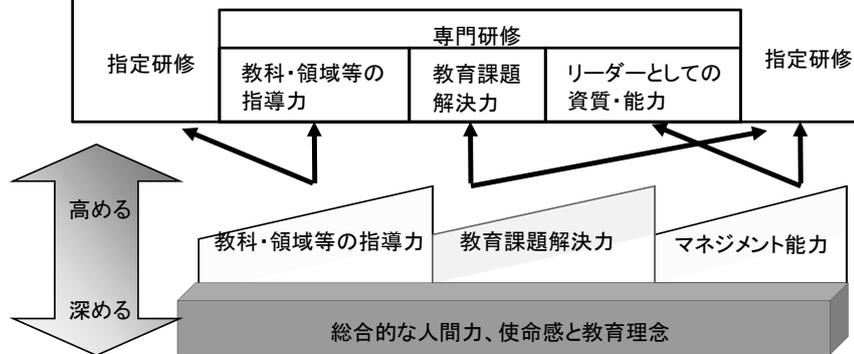
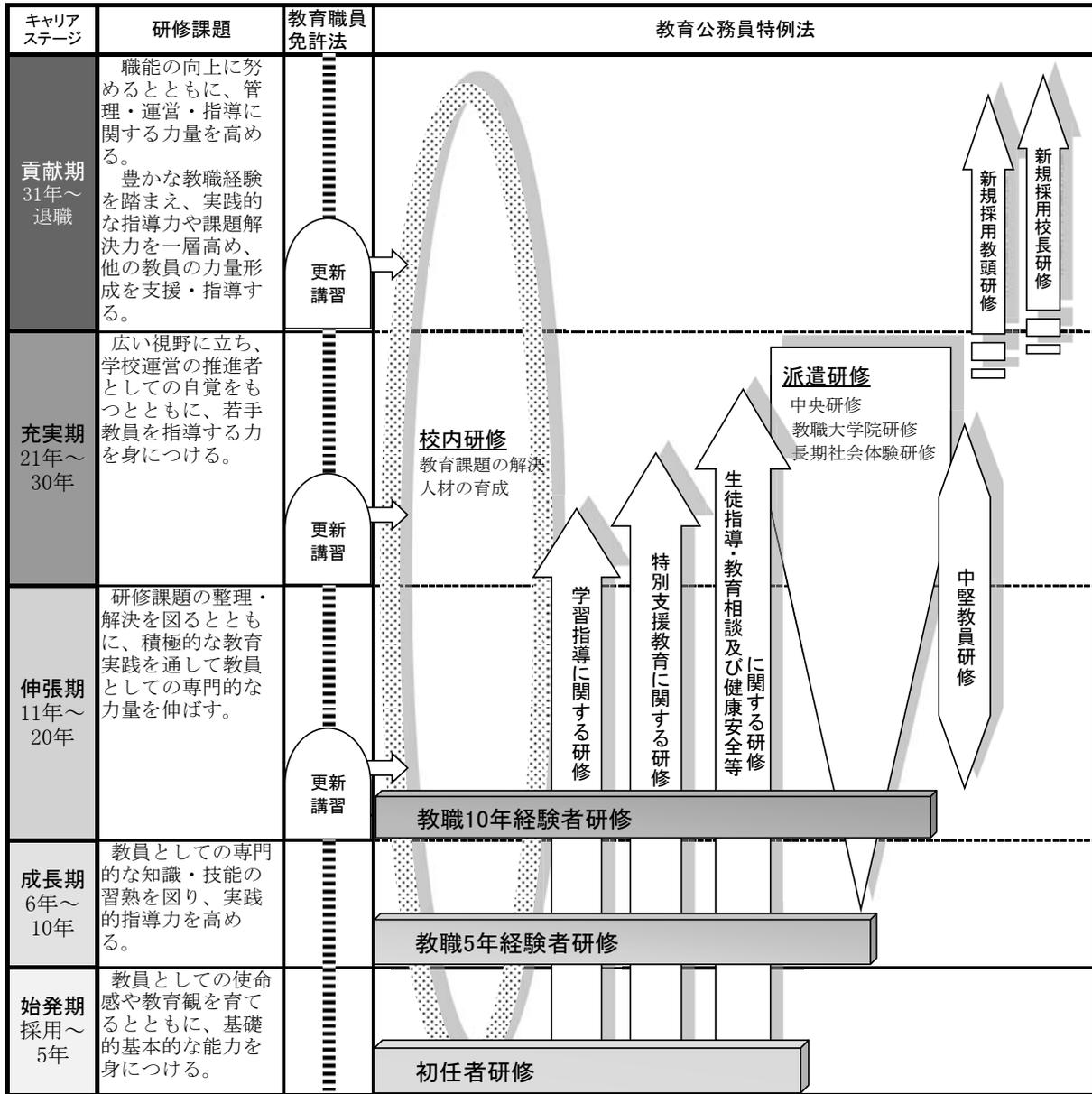
(ハ) 教育委員会
a 研修体系

山形県教員研修体系図 I 【平成25年度版】



研修でつける力	始発期・成長期	伸張期	充実期	貢献期
総合的な人間力	年齢にふさわしい社会力	信念・理念	豊かな人間性・教養	
	コミュニケーション力	幅広い識見	学び続ける姿勢	
マネジメント能力	集団指導力	学年運営力	経営参画意識	法的理解力
	学級経営力	企画力	連絡調整力	職員指導力
教育課題解決力	ICT活用力・情報モラル		リーガルマインド	
	著作権の知識	指導の積極的な改善	総合的対応力	
	特別支援教育の理解	教育相談力		
教科・領域等の指導力	基礎的授業力	専門性の構築	指導力の還元	
	幼児児童生徒理解力	専門教科の指導力強化	後輩への指導助言力	
使命感・教育理念	教育への情熱・指導力の向上心		教育への造詣	経営理念
	幼児児童生徒への愛情と責任感、公務員としての自覚			経営哲学

山形県教員研修体系図 II 【平成25年度版】



b 研修の内容と実績（主なもの）

研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績 (受講者数)
初任者研修（小・中、特、高校）	実践的指導力と使命感を養うとともに、総合的な人間力を高める。	新採教員	* 学び続ける教師 * 教科指導、領域指導等	178
教職5年経験者研修（小・中、特、高校）	教員として必要な使命感と教育観の深化を図るとともに専門的な知識と技能を高め、教員としての資質と実践的指導力の向上を図る。	教諭としての在職期間が5年を経過した教員	* これからの教師に求められる新しい指導力 * 教科指導、領域指導等	101
教職10年経験者研修（小・中、特、高校）	個々の教諭等の能力や適性に応じ、教科指導や生徒指導等に関する実践的な指導力の充実を図る。	教諭としての在職期間が10年を経過した教員	* 中堅教員に求められる指導力 * 各自の課題研修 等	154
新規採用校長研修・学校経営研修	新規採用校長としての自覚とリーダーシップの涵養を図り、普遍的な教育課題とともに現代的な課題にも対応できる学校経営について研修を深める。	新採校長	* 県教育委員長講話 * 教育関係法規 等	61
新規採用教頭研修・教員倫理研修	学校経営や教育施策及び解決が急務になっている教育課題並びに倫理観を高める教職員管理の在り方についての研修を通し、教頭としての自覚と資質の向上を図る。	新採教頭	* 県教育次長講話 * 校種別部会（演習討議）等	61
学校運営基礎講座	高等学校の公務運営に必要な法規と、最新のカリキュラムマネジメントを学び、公務運営に携わる教員の識見とマネジメント力の向上を図る。	高校の校務を中心となって推進する立場の教員	* 校務運営上の法的根拠 * カリキュラムマネジメントについて 等	21
大学院研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。	勤務年数が3年以上の教員	* 県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修	1
教職大学院研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。	本県教育を実践的にリードできる教員	* 学習開発コース * 学校力開発コース	20
長期研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。	勤務年数が6年以上の教育職員	* 県教育課題を踏まえた個々のテーマに基づく研究 * 教育センター指導主事と共同で行う調査研究	16
長期社会体験研修	教員の対人関係能力の向上、意欲や指導力の向上、視野の拡大。	教職5年経験者研修を修了した教育職員	* 県内の企業、社会福祉施設、社会教育施設及び行政機関等における実習	1
中央研修	各地域の中核となる校長・教頭等の育成。	校長・教頭・指導主事・中堅教員	* 教育課題の明確化と解決のための知識・技能の習得に関する講義及び演習	25

ロ 勤務成績評定制度の概要

(イ) 全部局共通

a 昇給の場合

毎年1月1日現在において、所属長が、原則として各職員の前1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給の可否及び昇給させる場合の昇給の号級数を決定している。

b 昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、所属長が、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格の可否を決定している。

(ロ) 知事部局等

平成18年度から能力・姿勢評価と業績評価を柱とした人事評価制度について、課長補佐級以上を対象として行っている（課長補佐級は試行）。

(ハ) 警察本部

前年の1月1日から12月31日までの各職員の勤務成績について毎年1月1日現在で評定を実施し、異動、昇任等に反映させている。

(ニ) 教育委員会

教員の人事管理を適正にし、教育の効果を上げるため、各教員ごと11月1日に所属長が原則として各教員の1年間の勤務成績を評定する。

(8) 職員の福祉及び利益の保護の状況

イ 職員の福利厚生事業の概要（平成25年度）

(イ) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ●定期健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・身体測定、視力、聴力、腹囲 ・心電図検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査 	県
	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病健康診断 <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診（原則40歳以上の希望者） ・大腸がん検診（40歳以上の希望者） ・肺がん検診（50歳以上の希望者） ・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者）） ・同（乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者）） 	県
人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> ●指定型（50歳の職員） ●準指定型（45歳、55歳、退職予定の希望する職員） ●上記以外（35歳以上で希望する職員） ※全て1泊2日	県 共済組合
メンタルヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> ●メンタルヘルス相談（職員診療所内での心療内科医師及び臨床心理士、メンタルヘルスコordinator、保健師による面接） ●はーとふる相談（県内4ブロックの外部医療機関による面接、電話相談 随時） ●地共済こころの健康相談窓口（共済本部の専用電話回線にて予約を受け、専門スタッフによる面談あるいはWEBによる相談） ●職場復帰支援事業（所属長、メンタルヘルスコordinator、保健師等で構成するサポートチームによる職場復帰のための支援活動） ●試し出勤制度（精神の疾患により休職中等の職員が、職場復帰する前に試験的に出勤し、勤務等の不安を緩和する等円滑な復帰を支援） ●メンタルヘルス研修（管理監督者（課長、課長補佐級）向けセミナー、一般職員向け研修 等） 	県 共済組合

b 給付事業の概要（主なもの）

事項	共 済 組 合	互 助 会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの ●高額療養費 ●一部負担金払戻金	<ul style="list-style-type: none"> ●会員療養給付金 ●長期療養見舞金

職員が出産したとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産費 390,000円 (産科医療補償制度対象分娩) 420,000円 ● 出産費附加金 30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産祝金 30,000円
職員が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋葬料 50,000円 ● 弔慰金 ● 遺族共済年金 	<ul style="list-style-type: none"> ● 弔慰金 300,000円～385,000円 ● 遺児育英資金 100,000円～300,000円

(注) 金額が入っていないものは、規程に基づき給付されるものであり、定額ではありません。

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.66%	共済組合
住宅介護対応住宅加算	300万円	2.40%	

(注) 共済組合とは地方職員共済組合、互助会とは山形県職員互助会をいいます。

(㍑) 警察本部

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期健康診断 ・問診 ・身体測定、視力、聴力、腹囲 ・心電図検査 ・眼底検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査 	県共済組合
	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活習慣病健康診断 ・胃がん検診（35歳以上の職員） ・大腸がん検診（35歳以上の職員） ・肺がん検診（50歳以上の職員） ・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者）） ・同（乳がん検診（40歳以上の奇数年齢の希望者）） 	県共済組合
人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> ● 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の希望者 ※全て1泊2日 	県互助会
メンタルヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部カウンセラー相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時） ● 電話相談（共済組合本部の全国統一事業 健康相談・メンタルヘルス相談・介護情報相談） ● メンタルヘルス研修（管理監督者向けセミナー、職員向けセミナー） ● 復職支援プログラム事業 精神疾患により長期休業している職員の職場復帰に際し、職場復帰訓練及び復帰後のサポートを実施 	県共済組合

b 給付事業の概要（主なもの）

事項	共 済 組 合	互 助 会
職員が病気やけがをしたとき	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関等に支払うもの <ul style="list-style-type: none"> ● 法定給付の額 ● 高額療養費 ● 一部負担金払戻金 2. 職員に支給するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ● 長期療養見舞金
職員が出産したとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産費 390,000円 (産科医療補償制度対象分娩) 420,000円 ● 出産費附加金 <ul style="list-style-type: none"> 第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子 100,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産祝金 20,000円

職員が死亡したとき	●埋葬料	50,000円	●弔慰金	300,000円
	●埋葬料附加金	50,000円	●遺児育英金	300,000円
	●弔慰金			
	●遺族共済年金			

(注) 金額が入っていないものは、規程に基づき給付されるものであり、定額ではありません。

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住 宅 貸 付	給料月額×75 (他の貸付を含む合計額)	2.78%	共済組合
介 護 住 宅 貸 付	300万円	2.52%	

(注) 共済組合とは警察共済組合を、互助会とは山形県警察職員互助会をいいます。

(ハ) 教育委員会

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	●定期健康診断 ・問診 ・身長、体重、腹囲、視力、聴力 ・心電図検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査	県
	●生活習慣病健康診断 ・胃がん検診（40歳以上の希望者 ただし、県立学校勤務職員は原則40歳以上全員） ・大腸がん検診（40歳以上の希望者） ・肺がん検診（50歳以上の希望者） ・婦人がん検診（子宮がん検診（希望者）） ・同 （乳がん検診（40歳以上の偶数年齢及び昨年度未受診の奇数年齢の希望者））	県 共済組合
人間ドック	●指定型（40歳、50歳、55歳に達する組合員） ●希望型（35歳以上で希望する組合員 ただし、40歳、50歳、55歳に達する者を除く） ※1泊2日	県 共済組合
メンタルヘルス対策事業	●メンタルヘルス相談 本庁及び各教育事務所管内に相談窓口を設置 ●教職員健康相談24 共済組合本部の全国統一事業として24時間・年中無休で電話相談を受付 ●面談によるメンタルヘルス相談 共済組合本部の全国統一事業として全国のカウンセリングルームでの予約制面談相談を受付 ●メンタルヘルスセミナーの開催（一般教職員対象、管理監督者対象） ●復職支援プログラム事業 精神疾患により長期休業している教職員の職場復帰に際し、職場復帰訓練及び復帰後のサポートを実施	県 共済組合

b 給付事業の概要（主なもの）

事 項	共 済 組 合	互 助 会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの ●高額療養費 ●一部負担金払戻金	●会員療養見舞金

職員が出産したとき	● 出産費 （産科医療補償制度対象分娩） 420,000円 ● 出産費附加金 50,000円	● 出産見舞金 50,000円
職員が死亡したとき	● 埋葬料 50,000円 ● 埋葬料附加金 25,000円 ● 弔慰金 ● 遺族共済年金	● 埋葬料 50,000円 ● 会員弔慰金 1,200,000円 ● 遺児激励金 100,000円～300,000円

（注） 金額が入っていないものは、規程に基づき給付されるものであり、定額ではありません。

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.72%	共済組合
介護構造貸付	300万円	2.46%	

（注） 共済組合とは公立学校共済組合を、互助会とは山形県教職員互助会をいいます。

ロ 公務災害補償の状況

(イ) 公務災害の認定状況

(件)

	平成24年度	平成25年度	増 減
公務災害	269	297	28
通勤災害	15	13	▲ 2
計	284	310	26

(ロ) 補償と福祉事業の状況

(円)

	平成24年度	平成25年度	増 減
補 償（注1）	157,607,244	118,497,997	▲ 39,109,247
福祉事業（注2）	46,873,833	17,694,670	▲ 29,179,163
計	204,481,077	136,192,667	▲ 68,288,410

（注） 1 補償とは、地方公務員災害補償法に基づき被災職員の権利として支給されるもので、療養補償費、障害補償年金・一時金、遺族補償年金・一時金などがあります。

2 福祉事業とは、労働者災害補償保険法での「特別支給金」に相当するもので、いわゆる付加給付、アフターケア、遺族（就学児）に対する奨学援護金などがあります。

2 条例第3条に基づく人事委員会の業務の報告

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条の規定により、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとされている。この成績主義の原則に基づき、職員の採用は平等公開の競争試験又は選考により行っている。また、職員の昇任についても勤務実績に基づく選考により行っている。

イ 平成25年度競争試験の状況

種類	区分	申 込 者	受 験 者 (a)	合 格 者		倍 率 (a/b)
				1 次	最終 (b)	
大学卒業程度		921人	732人	204人	103人	7.1倍
短大卒業程度		86人	74人	22人	15人	4.9倍
高校卒業程度		224人	199人	38人	24人	8.3倍
警 察 官		917人	705人	340人	105人	6.7倍
市町村立学校事務職員		32人	29人	10人	5人	5.8倍
合 計		2,180人	1,739人	614人	252人	6.9倍

ロ 平成25年度選考の状況

区 分	合 格 者
採用選考	177人
昇任選考	654人

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

この制度は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、人事委員会が、県議会及び県知事に対して、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告を行うものである。

平成25年度においては、10月7日に、職員の給与の改定を行わないことが適当であることや平成26年4月1日における号給の調整等について、報告及び勧告を行っている。

イ 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成25年10月7日）

(イ) 勧告の内容

a 平成26年4月1日における号給の調整

平成26年4月1日に、同日において45歳に満たない者について、最大1号給上位の号給に調整すること（ただし、39歳の者については、最大2号給上位の号給に調整すること）。

b 改定の実施時期

平成26年4月1日から実施すること。

(ロ) 報告の内容

a 給与決定の諸条件

(a) 公民給与の較差

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間の518事業所のうちから、無作為に抽出した154事業所について職種別民間給与実態調査を行った。

その結果、平成25年4月における職員給与と民間給与との較差は次のとおりであった。

民間給与	職員給与	較 差	
		金 額	比 率
377,517円	377,397円 (376,157円)	120円 (1,360円)	△0.03% (0.36%)

(注) 1 行政職給料表適用者平均年齢43.8歳。()内は、特例条例による管理職手当の減額措置後の数値

2 県職員と民間従業員に実際支払われた4月分給与をもとに、職種、職位、学歴、年齢等、給与決定要素を同じくする者同士を比較

(b) 国家公務員との給与比較

平成24年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較すると国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は108.7となっている。

しかし、国家公務員については、平成24年4月から、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、給与減額支給措置が実施されている。この措置がなかったと仮定した場合、本県職員の指数は100.5となっている。

b 給与の改定について

(a) 月例給

職員の給与と民間給与の較差が極めて小さく、ほぼ均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

(b) 期末・勤勉手当

職員の期末・勤勉手当の支給月数と民間の特別給の支給月数は、おおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

c その他の報告事項

(a) 給与構造改革における経過措置額

給与構造改革における経過措置額の廃止の時期等については、引き続き、国の取扱いや他の都道府県の動向、本県職員の状況等を考慮しながら、検討していく必要がある。

(b) 公務員の高齢期の雇用問題

政府は、平成25年3月、国家公務員の雇用と年金の接続について、現行の再任用の仕組みにより、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとする内容とする閣議決定を行った。

また、人事院は、再任用職員の俸給水準や手当の見直しについて、「平成26年職種別民間給与実態調査」において公的年金が全く支給されない再雇用者の給与の具体的な実態を把握した上で、平成26年4月における再任用職員の職務や働き方等の人事運用の実態等を踏まえつつ、必要な検討を進めることとしている。

地方公務員についても、閣議決定の趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地域の実情に応じて、定年退職する職員が再任用を希望する場合、現行の仕組みにより再任用するなどの必要な措置を行うことが求められている。

本県としても、国家公務員に係る取扱いの動向や、他の都道府県の動向に留意しながら、雇用と年金の接続について適切に対応する必要がある。

(c) 能力・実績に基づく人事管理

本県では、複雑化・多様化する行政課題に対応し、県民の期待に応えていくための手立ての一つとして、知事部局等において人事評価制度を導入し、評価プロセスを通じた職員の能力向上と意識改革、組織目標の達成等に活用している。

任命権者においては、職員の士気の高揚などに留意しつつ、制度の定着と信頼性を高める取組みを引き続き推進していく必要がある。

(d) 勤務環境の整備

・ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、職場の活力の維持等の観点からも重要な課題である。

任命権者においては、超過勤務の縮減のため、業務の見直しをより一層徹底するとともに、引き続き年次有給休暇の取得しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

・ 仕事と生活の両立支援

仕事と育児や介護などの家庭生活との両立ができる職場環境づくりを推進することは、重要な課題である。

本県では、山形県子育て基本条例を制定するなど、県を挙げて仕事と生活の調和に向けた取組みを推進しており、職員についても、職員子育て支援プランを策定し、職場環境づくりに取り組んでいる。

男性職員の育児休業取得率は、増加傾向にあるものの、より一層の取得促進を図るため、育児休業を取得しやすい職場環境の整備が重要である。

任命権者においては、育児や介護に係る支援制度の周知や職員の意識啓発に努めるなど、引き続き仕事と生活の両立を支援していく必要がある。

また、政府が平成25年6月に閣議決定を行った「日本再興戦略」において、女性の活躍推進が施策の一つとされている趣旨を踏まえ、本県においても、育児時間等の仕事と生活の調和に資する制度が職員にとってより利用しやすいものとなるよう整備を進める必要がある。

・ 心の健康づくりの推進

心の疾病が増加傾向にある中、職員の健康管理の観点からは、とりわけ心の健康づくりが重要な課題である。任命権者においては、心の疾病の予防、早期発見・早期対応、円滑な職場復帰及び再発防止のための取組みを、引き続き総合的に進めていく必要がある。

なお、病気休暇の期間の取扱いについては、国における見直しや、他の都道府県の動向を踏まえ、本県においても検討する必要がある。

(ハ) 勧告の取扱い

a 平成26年4月1日における号給の調整

平成26年4月1日における号給の調整については、勧告のとおり実施された。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものとして判定した場合には、権

限を有する機関に必要な勧告を行うものである。

平成25年度処理状況

平成24年度末 係属件数	平成25年度中 要求件数	平成25年度中処理件数		平成25年度末 係属件数
		却下	判定	
0	1	1（一部）	1（一部）	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うものである。

平成25年度処理状況

平成24年度末 係属件数	平成25年度中 申立件数	平成25年度中処理件数		平成25年度末 係属件数
		却下	判定	
2	1	0	1	2

山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）第22条第1項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり実施する。

平成26年9月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成26年11月10日（月）午前9時から午後5時まで
平成26年11月11日（火）午前9時から午後4時20分まで
- (2) 場 所 山形市あさひ町23番69号 一般社団法人山形県測量設計業協会
2階会議室

2 受講手続

受講申込書を平成26年10月31日（金）までに山形市松波二丁目8番1号山形県県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当に提出すること。

なお、講習手数料として4,000円を、受講申込書に山形県収入証紙を貼付して納付すること。

3 その他

詳細については、県土整備部県土利用政策課景観・地域づくり担当 電話023(630)2430に問い合わせること。